

宮城県地域共生社会形成推進事業補助金について

1 目的

- 『地域共生社会』とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。
- 地域共生社会の実現には、地域住民が世代を超えてつながっていくことが必要です。そこで県では、社会福祉法人等が実施する住民同士の支え合いや交流の促進を目的とした事業をモデル事業として県内へ波及させる事を目的として、補助金を交付します。

2 事業内容

■ 間接補助事業者 ※当事業は、県が宮城県社会福祉協議会を通じて補助を行う間接補助事業です。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人

■ 補助事業内容

新規又は従来実施している取組を拡充して実施する、**住民同士の支え合いや交流の促進を目的とした事業**

※本補助金と同様の趣旨の他補助金等の交付を受けている事業は対象外となります。

(事業の一例)

- ・地域住民の支えあい活動、サロン活動、地域交流会、研修会、勉強会等

■ 補助対象経費

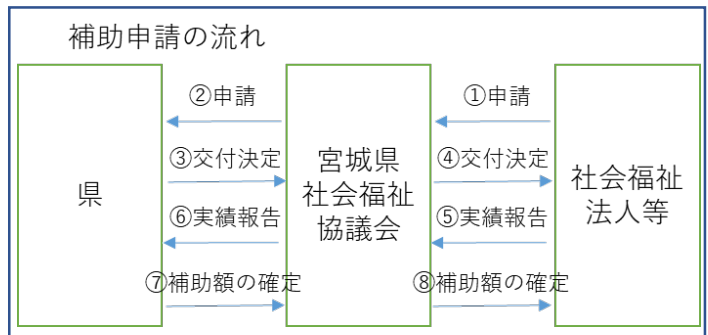
謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料
○経費の詳細は、裏面を参照願います。

■ 補助額

補助**上限**額60万円、補助**下限**額20万円

■ 事業の採用について

- 事業計画書等により審査を行い、モデル事業として認められた場合、本補助金を実施することができます。
- 本補助金に採用された場合、モデル事業として県内に波及させる事を目的に、県HPでの紹介のほか、県主催の会議等において、取組内容を発表いただきます。



3 本事業の提出書類・提出先・事前相談

- 提出書類：事業計画書(別紙1)、収支予算書(別紙2) ※募集要項を御確認願います。
- 申請先は宮城県社会福祉協議会となりますが、補助金の申請を希望される場合は、下記連絡先に御連絡願います。その他、御不明な点は下記連絡先まで御連絡願います。

4 提出期限 ※宮城県社会福祉協議会への提出

令和3年9月17日(金)

5 御連絡先

宮城県 保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 我妻
TEL : 022-211-2519
Mail : syahukc@pref.miyagi.lg.jp

補助対象経費

補助対象経費	具体的な経費内容
謝金	講師等に対する謝金
旅費	講師等に対する旅費
消耗品費	事務用品等の購入に対する経費（食糧費を除く）
印刷製本費	パンフレット，チラシ，資料等の印刷に要する経費
使用料及び賃借料	会場，機器等の賃借に要する経費

事業実施の一例

■事業例1 地域住民を対象とした研修会を開催する場合

地域福祉活動の推進を目的として、地域住民に対して県内から講師を招き研修会を実施。（3回実施）

【経費合計】 198,000円

- 講師を招くための経費
 - ・謝金 9,000円×4時間×3回 = 108,000円
 - ・旅費 5,000円×3回 = 15,000円
- 会場使用料
 - ・使用料 25,000円×3回 = 75,000円

■事業例2 既存のサロン活動を拡充して開催する場合

地域住民に対して、集いの場を提供するため行っているサロン活動について、当事業を活用して、健康体操の取組を追加。（月2回の活動を6ヶ月行い、通常の活動に加え健康体操を実施。）

【経費合計】 248,000円

- 印刷製本費（チラシ） 20,000円
- 会場使用料
 - ・使用料 5,000円×12回（6ヶ月×2回） = 60,000円
- 消耗品費 150,000円
- 講師（健康体操）を招くことの経費
 - ・謝金 7,000円×1時間×2回 = 14,000円
 - ・旅費 2,000円×2回 = 4,000円